

The background features several overlapping squares in shades of gray and maroon. There are also several white sparkles of varying sizes scattered across the composition. The central focus is a large maroon square containing the text.

資料編

1 川崎市障害者施策審議会

■ 川崎市障害者施策審議会条例

昭和46年12月24日条例第67号

改正

平成6年3月30日条例第8号
平成9年3月31日条例第2号
平成16年10月14日条例第41号
平成17年7月1日条例第43号
平成23年10月7日条例第28号
平成24年3月19日条例第11号
平成25年3月22日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、川崎市障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (3) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (4) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第8号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条の改正規定(「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。(市長が定める日=平成6年5月24日規則第34号で平成6年6月1日から施行)

附 則(平成9年3月31日条例第2号抄)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月7日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市障害者施策推進協議会の委員である者の任期は、同条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成25年3月22日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■ 第6期川崎市障害者施策審議会 委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	石橋吉章	川崎市肢体不自由児者父母の会連合会 会長	
2	伊東秀幸	田園調布学園大学 人間科学部 教授	
3	江川文誠	社会福祉法人三條会 障害児・者福祉医療施設ソレイユ川崎 施設長	
4	大窪俊雄	社会福祉法人アピエ 地域生活支援センターオリオン	
5	長加部賢一	特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 理事長	
6	小澤温	筑波大学人間系 教授	会長
7	風戸裕子	川崎市立田島支援学校 PTA会長	
8	小泉佳世	一般社団法人川崎市自閉症協会 代表理事	
9	椎名淳一	川崎市立中央支援学校 校長	
10	柴田光規	社会福祉法人青い鳥 川崎西部地域療育センター 所長	
11	鈴木敏彦	淑徳大学 副学長、高等教育研究開発センター教授	
12	隆島研吾	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授	
13	戸塚岳	川崎公共職業安定所 所長	
14	橋本尚子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
15	船橋光俊	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事	
16	邊見洋之	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事	
17	宮澤織絵	社会福祉法人ともかわさき 私たちの広場	
18	美和とよみ	川崎市育成会手をむすぶ親の会 会長	副会長
19	村田謙造	社会福祉法人電機神奈川福祉センター 中部就労援助センター センター長	
20	横山裕一	社会福祉法人セイワ 川崎授産学園 学園長	

■ 第6期川崎市障害者施策審議会における検討経過

開催日	主な議題
令和5年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び障害（児）福祉計画の進捗状況（令和4年度） ・障害のある方の生活ニーズ調査等の結果について ・次期計画策定の方向性
令和5年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画（素案）の検討

2 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会

■ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	安 保 博 史	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 総務部長	
2	伊 東 秀 幸	田園調布学園大学 人間科学部 教授	
3	小 澤 温	筑波大学人間系 教授	
4	澤 藤 充 教	公益財団法人川崎市身体障害者協会 理事	
5	志 賀 利 一	社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援事業部長	
6	鈴 木 敏 彦	淑徳大学 副学長、高等教育研究開発センター 教授	委員長
7	行 實 志都子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 教授	
8	渡 部 匡 隆	横浜国立大学大学院教育学研究科 教授	

■ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定委員会における検討経過

開催日	主な議題
令和4年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画及び障害（児）福祉計画の進捗状況（令和3年度） ・ 障害のある方の生活ニーズ調査の実施
令和5年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方の生活ニーズ調査等の結果
令和5年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画の進捗状況（令和4年度） ・ 次期計画策定に向けたニーズ把握 ・ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版策定の方向性 ・ 川崎市第2期通所事業所整備計画の改定
令和5年8月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（素案）の検討
令和5年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（素案）の検討

3 パブリックコメント・区民説明会

■ パブリックコメント

募集期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
資料の公表場所	
意見提出通数	通
意見総数	件

■ 市民説明会

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）

発 行	令和5年11月
企画・編集	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
住 所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話	(044) 200-2654
F A X	(044) 200-3932